

## 仕 様 書(全県一括分)

納入場所	規格	数量	交換周期	交換回数
上越労働基準監督署(専用部分)	マット(120cm×90cm)	1	月1回	年12回
佐渡労働基準監督署	マット(90cm×150cm)	2	月1回	年12回
新潟公共職業安定所(しごと館)	マット(75cm×90cm)	1	月2回	年24回
	マット(90cm×120cm)	2	月1回	年12回
	マット(120cm×180cm)	1	月2回	年24回
	マット(120cm×180cm)	1	月1回	年12回
	モップ(54cm×32cm)	1	月2回	年24回
	モップ(73cm×37cm)	2	月2回	年24回
長岡公共職業安定所 小千谷出張所	マット(75cm×90cm)	6	月1回	年12回
	モップ(35cm×56cm)	1	月2回	年24回
上越公共職業安定所(専用部分)	マット(120cm×180cm)	2	月2回	年24回
	マット(65cm×80cm)	2	月2回	年24回
	モップ(63cm×38cm)	1	月1回	年12回
ハローワークプラザ上越	マット(75cm×90cm)	1	月2回	年24回
	マット(120cm×180cm)	1	月1回	年12回
	モップ(30cm×15cm)	1	月2回	年24回
	モップ(65cm×40cm)	2	月2回	年24回
上越公共職業安定所 妙高出張所	マット(65cm×80cm)	2	月1回	年12回
	モップ(65cm×40cm)	1	月1回	年12回
三条公共職業安定所	マット(90cm×150cm)	2	月2回	年24回
新発田公共職業安定所(専用部分)	マット(75cm×90cm)	1	月2回	年24回
新発田公共職業安定所(共用部分)	マット(75cm×90cm)	1	月2回	年24回
	マット(90cm×150cm)	2	月2回	年24回
	マット(90cm×150cm)	1	月4回	年48回
十日町公共職業安定所	マット(60cm×80cm)	3	月1回	年12回
糸魚川公共職業安定所	マット(60cm×90cm)	4	月2回	年24回
	マット(90cm×150cm)	2	月2回	年24回
巻公共職業安定所	マット(75cm×240cm)	2	月2回	年24回
	マット(90cm×120cm)	2	月2回	年24回
南魚沼公共職業安定所	マット(90cm×120cm)	2	月1回	年12回
	マット(90cm×150cm)	1	月1回	年12回
南魚沼公共職業安定所 小出出張所	マット(90cm×120cm)	2	月1回	年12回
	マット(150cm×180cm)	1	月1回	年12回
佐渡公共職業安定所	マット(90cm×150cm)	1	月2回	年24回
	モップ(54cm×32cm)	1	月2回	年24回
村上公共職業安定所	マット(75cm×90cm)	1	月2回	年24回
	マット(90cm×150cm)	1	月2回	年24回
	モップ(65cm×40cm)	1	月1回	年12回

### 【特記事項】

- ※ サイズの仕様は上記に示すとおりとし、上記以外のもので対応する場合は、納入先にて現地調査確認をした上で、管理者の可否の指示を受けること。
- ※ マット及びモップについては、耐久性があり、泥、埃等の捕集能力が高いものとする。
- ※ マットについては、靴底のクリーニング、防塵、吸水、滑り止めの各機能を持ち、厚さ4mm程度のものとする。
- ※ マットについては、設置場所に見合った素材のものを使用することとする。(外玄関と内玄関等)
- ※ マット及びモップ破損の補修に関する作業については、設置業者が行うものとする。
- ※ 設置後は設置業者が維持管理することとし、メンテナンスを確実に行うものとする。
- ※ 設置場所は、納入場所管理者(監督署:業務・監督課長、安定所:庶務・管理課長)の指示によることとする。
- ※ 規格については、同等品以上であれば可とする。

## 仕 様 書(上越地方合同庁舎分)

納入場所	規格	数量	交換周期	交換回数
上越地方合同庁舎(共用部分)	マット(90cm×150cm)	4	月2回	年24回

### 【特記事項】

- ※ サイズの仕様は上記に示すとおりとし、上記以外のもので対応する場合は、納入先にて現地調査確認をした上で、管理者の可否の指示を受けること。
- ※ マット及びモップについては、耐久性があり、泥、埃等の捕集能力が高いものとする。
- ※ マットについては、靴底のクリーニング、防塵、吸水、滑り止めの各機能を持ち、厚さ4mm程度のものとする。
- ※ マットについては、設置場所に見合った素材のものを使用することとする。(外玄関と内玄関等)
- ※ マット及びモップ破損の補修に関する作業については、設置業者が行うものとする。
- ※ 設置後は設置業者が維持管理することとし、メンテナンスを確実に行うものとする。
- ※ 設置場所は、納入場所管理者(庶務課長)の指示によることとする。